

日本原燃株式会社六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター
及び六ヶ所再処理工場におけるアクティブ試験等に係る
周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書

平成28年11月10日

日本原燃株式会社六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター
及び六ヶ所再処理工場におけるアクティブ試験等に係る
周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書

青森県及び六ヶ所村と使用済燃料再処理機構の間において、日本原燃株式会社が設置する六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター及び六ヶ所再処理工場におけるアクティブ試験等に係る周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、「使用済燃料の再処理等の業務に関する基本協定書（平成２８年１１月１０日締結）」第２条の規定に基づき、下記のとおり協定を締結する。

記

使用済燃料再処理機構は、青森県及び六ヶ所村と日本原燃株式会社が締結している「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（平成６年１２月２６日締結）」及び「六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（平成１８年３月２９日締結）」を日本原燃株式会社が遵守するよう、安全の確保を旨として業務を行うものとする。

この協定の締結を証するために、本書３通を作成し、３者が署名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２８年１１月１０日

青森県青森市長島一丁目１番１号
青森県知事 三 村 申 吾

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附４７５番地
六ヶ所村長 戸 田 衛

青森県青森市堤町二丁目１番７号
使用済燃料再処理機構理事長 井 上 茂